

官民連携新技術研究開発事業実施要綱

平成 9 年 4 月 1 日付 9 構改 D 第 164 号

最終改定 平成 31 年 3 月 29 日付 30 農振第 3032 号

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
国土交通省北海道開発局長
北海道知事
独立行政法人水資源機構理事長

} 殿

農林水産事務次官

第 1 目的

近年の各分野での技術振興の重要性の高まりに対応し、農業農村整備事業の分野においても新技術の導入等に積極的に取り組んでいるところであるが、昨今の公共事業の効率的・効果的な実施や国際化の進展に耐え得る競争力の高い農業を育成すべきとの強い要請から、さらなる新技術の開発及び普及が緊急の課題となっている。また、国土の均衡ある発展の観点から必要とされる豊かで快適に暮らせる農村地域の生活環境整備、国民全体の財産である自然環境・生態系の保全等を一層促進するために、新技術の開発が強く求められている。

このため、事業現場にすぐに生かせるほ場レベル（フィールドレベル）での創意工夫等による新技術開発を、官民の密接な連携の下に進めるとともに、当該技術内容のインターネット等による情報提供を行うことにより農業農村整備事業を一層効率的に推進することを目的とする。

第 2 事業の内容

この事業は、農業農村整備事業の効率的実施に資する新技術を以下のとおり研究開発するとともに、それらの利活用の促進を図るものとする。

（1）新技術研究開発

新技術研究開発は、農業農村整備事業の低コスト化や技術的課題の解決に資する技術のうち、次のいずれかに該当する技術について行うものとする。

- ① 農地の大区画化・汎用化に資する技術
- ② 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための適切な保全管理に資する技術
- ③ 土地改良施設の耐震強化等に資する技術
- ④ 小水力発電等の農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの導入促進に資する技術

⑤ 農業収益力向上に資する先進的な基盤整備に係る技術

(2) 利活用促進対策

利活用促進対策は、(1)において研究開発された技術（以下「開発技術」という。）についての啓発を行うものとし、おおむね次により実施するものとする。

① 開発技術について情報の収集、整理

② 主としてインターネットを用いての整理した情報の普及

(3) 新技術研究開発（特定課題）

農業集落排水施設の省エネルギー化や污水处理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備に資する技術の開発を行うものであり、具体的には、次に掲げるとおりとする。

① 低コスト型污水处理システムの技術開発

② 小規模メタン発酵システムの技術開発

第3 事業実施主体

この事業の実施主体は、以下のとおりとする。

- 1 第2の(1)の新技術研究開発に係る実施主体は、農業農村整備事業に係る新技術の研究開発を行っている二以上の民間企業等（以下「関係企業」という。）をもって構成する組合（以下「新技術研究開発組合」という。）であって第4の2により認定を受けたものとする。
- 2 第2の(2)の利活用促進対策に係る実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。
- 3 第2の(3)の新技術研究開発（特定課題）に係る実施主体は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱の一部改正について（平成31年3月29日付け30食産第5163号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（以下「改正前要綱」という。）別表1のIの3の(1)のiiiに定める事業（以下「集落排水施設効率性向上実証事業」という。）の実施主体を含む関係企業をもって構成する組合（以下「新技術研究開発（特定課題）組合」という。）であって、第4の7により認定を受けたものとする。

第4 新技術研究開発の実施手続

- 1 農村振興局長は、毎年度、当該年度以降実施する研究開発課題を原則として当該年度の4月末日までに農林水産省のウェブサイトにおいて募集を行うものとする。
- 2 関係企業は、第2の(1)の事業を実施しようとするときは、1により公告された研究開発課題に関し新技術研究開発組合を組織して、農村振興局長が別に定めるところにより、官民連携新技術研究開発事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）を作成し、これを1の募集に際し農村振興局長が別に定める期日までに農村振興局長に提出してその認定を受けなければならない。
- 3 農村振興局長は、2により事業実施計画書の認定を行うときは、農村振興局長が別に定める審査委員会における審査の結果を踏まえ、その内容について試験研究を行っ

ている試験研究機関（大学又は独立行政法人）（以下「試験研究機関」という。）の長と協議しなければならない。

- 4 新技術研究開発組合は、2の認定を受けたときは、試験研究機関と共同研究の手続を締結するものとする。
- 5 新技術研究開発組合は、試験研究機関との連携の下に、事業実施計画書に基づき事業を実施するものとする。
- 6 新技術研究開発組合は、2の認定を受けた事業実施計画書について、農村振興局長が別に定める種類の変更をしようとする場合は、2から5までの規定に準じて行うものとする。この場合において、農村振興局長は、当該変更の内容が軽微であると判断した場合は、3の審査委員会における審査を省略することができるものとする。
- 7 関係企業は、第2の（3）の事業を実施しようとするときは、新技術研究開発（特定課題）に関し、新技術研究開発（特定課題）組合を組織して、農村振興局長が別に定めるところにより、官民連携新技術研究開発事業特定課題実施計画書（以下「特定課題計画書」という。）を作成し、農村振興局長に提出するものとする。この場合においては、農村振興局長による特定課題計画書の受理をもって、農村振興局長の認定を受けたものとみなす。
- 8 新技術研究開発（特定課題）組合は、前項の認定を受けたときは、試験研究機関と共同研究の手続を締結するものとする。
- 9 新技術研究開発（特定課題）組合は、試験研究機関との連携の下に、特定課題計画書に基づき事業を実施するものとする。

第5 利活用促進対策の実施手続

公募団体は、第2の（2）の事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める様式による事業実施計画書を作成し、農村振興局長に提出してその承認を受けるものとする。

第6 事業成果報告書の提出等

- 1 第3の1の事業実施主体は、農村振興局長が別に定める様式により作成した官民連携新技術研究開発事業成果報告書を、農村振興局長が別に定める期日までに提出するものとする。
- 2 農村振興局長は、農村振興局長が別に定める審査委員会における審査の結果を勘案して、第2の（1）に係る成果の評価を行うものとする。
- 3 第3の1の事業実施主体は、農林水産大臣がこの事業の成果の普及を図るときは、これに協力するよう努めなければならない。

第7 国の助成

国は、予算の範囲内において、第3の事業実施主体に対し、この事業の実施に要する経費（実証試験については、当該実証試験を行うことにより通常の土地改良事業に要する経費より増加することとなる部分に限る。）について別に定めるところにより補助するものとする。

第8 国の指導等

国は、この事業の適性かつ円滑な実施を図るため、第3の事業実施主体に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、農村振興局長が別に定めるものとする。

附 則（平成22年4月1日付け21農振第2274号）

官民連携新技術研究開発事業実施要綱の一部改正について（平成22年4月1日付け21農振第2274号農林水産事務次官依命通知）による改正前の官民連携新技術研究開発事業実施要綱（平成9年4月1日付け9構改D第164号農林水産事務次官依命通知）第4の2に基づき農村振興局長の認定を受けた新技術研究開発の研究開発課題の内容については、第2の（1）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月16日付け24農振第2454号）

官民連携新技術研究開発事業実施要綱の一部改正について（平成25年5月16日付け24農振第2454号農林水産事務次官依命通知）による改正前の官民連携新技術研究開発事業実施要綱（平成9年4月1日付け9構改D第164号農林水産事務次官依命通知）第5の2に基づき農村振興局長の認定を受けた新技術研究開発の研究開発課題の内容については、第2の（1）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日付け28農振第2092号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前要綱に基づき既に採択された集落排水施設効率性向上実証事業については、第2の（3）に定める新技術研究開発（特定課題）に移行されたものとし、その取扱いについては、本要綱及び農村振興局長が別に定めるもののほか、なお従前の例による。